

別添

可搬式速度違反自動取締装置（LSM-300）保守点検業務仕様書

この仕様書は香川県警察の保有する可搬式速度違反自動取締装置（LSM-300）の保守点検業務の委託に関し適用するものである。

1 委託する事項

- (1) 件名及び内容
可搬式速度違反自動取締装置（LSM-300）保守点検業務
- (2) 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間
- (3) 保守点検対象装置
香川県警察の保有する東京航空計器製の可搬式速度違反自動取締装置（LSM-300）
2式
- (4) 保守点検実施場所
香川県警察の指定するところ

2 契約の詳細

- (1) 東京航空計器株式会社製可搬式自動取締装置の良好な稼動を目的とし、保守点検を下記実施要領により実施するとともに、不調等が発生した場合における臨時点検等、所要の措置を行うものとする。
- (2) 保守及び定期点検業務は、詳細な日程について交通指導課の承認を得た後、原則として通常勤務日における就業時間内に行うものとする。ただし、時間外に行う必要がある場合は、協議の上決定するものとする。
保守点検業務に要する機器及び工具は、契約業者において準備するものとする。
- (3) 次の各項は保守点検業務の範囲外とする。
ア 使用者の取扱い不注意による故障の修理
イ 第三者の故意、又は不注意による故障の修理
- (4) その他
この要領に定めのない事項について、業務上必要がある場合、協議の上、行うものとする。

3 保守点検実施要領

可搬式速度違反自動取締装置（LSM-300）の保守点検業務

- (1) 年2回（4月～9月の間に可搬式速度違反自動取締装置機器点検を1回、10月～3月の間に可搬式速度違反自動取締装置精度点検を1回の定期点検を実施し、機器の状態及び作動が正常であるか点検する。
- (2) 定期点検の点検項目は、
別表1 可搬式速度違反自動取締装置機器点検内容表（4月～9月の間に実施）
別表2 可搬式速度違反自動取締装置精度点検内容表（10月～3月の間に実施）
のとおりとする。
- (3) 臨時点検は、故障等の通報により異常箇所について実施すること。
- (4) 点検作業中、送付途中に発生した事故や機器の損傷等については、すべて受注者において解決すること。
- (5) 機器の輸送にかかる経費は、受注者の負担とする。
- (6) 点検終了後は、報告書（成績書）を提出すること。